

国指定浅间鸟兽保护区

更新計画書

平成 23 年 11 月 1 日

環 境 省

1 国指定鳥獣保護区の概要

(1) 国指定鳥獣保護区の名称

国指定浅間鳥獣保護区

(2) 国指定鳥獣保護区の区域

群馬県安中市松井田町と長野県北佐久郡軽井沢町との境界線と国号 18 号線との交点(碓氷峠)を起点とし、同所から同国道を西進し、軽井沢町道軽井沢停車場線 1 号との交点に至り、同所から同町道を西進し、町道軽井沢停車場線 2 号との交点に至り、同所から同町道を西進し、国道 18 号線との交点(新軽井沢西交差点)に至り、同所から同国道を西進し、町道古宿借宿線との交点に至り、同所から同町道を北進し、軽井沢町大字長倉字横道下 2139 番地から 1281 番地東端に通ずる道路との交点に至り、同所から同道路を北東に進み、1281 番地東端に至り、同所から町道借宿千ヶ滝線に通ずる道路を北進し、同町道との交点に至り、同所から同町道を北西に進み、併用林道(1,000メートル林道)との交点に至り、同所から同町道を西進し、小諸市道 0107 号線との交点に至り、同所から同市道を西進し、市道 7336 号線との交点に至り、同所から同市道を北進し、長野県小諸市所在国有林 2005 林班と民有林の境界線との交点に至り、同所から国有林と民有林との境界線を北西に進み東御市所在国有林 1019 林班標柱丙 68 に至り、同標柱と国有林 1019 林班標柱丙 68 補 1 とを結ぶ直線を北西に進み同標柱に至り、同標柱から国有林と民有林との境界線を西進し、同国有林 1024 林班と民有林の境界線と和山林道との交点に至り、同所から同国有林 1026 林班の同標柱東 12 とを結ぶ直線を南進し、同標柱に至り、同所から国有林と民有林との境界線を北東に進み、同境界線と群馬県吾妻郡嬭恋村と長野県上田市真田町との境界線との交点に至り、同所から両県との境界線を北進し、嬭恋村所在の国有林 216 林班標柱 96 の 158 の 73 に至り、同所から同国有林と民有畑地との境界線を東進し、同国有林標柱 16 に至り、同標柱と国有林 217 林班標柱 25 とを結ぶ直線を南東に進み、同標柱に至り、同所から同国有林と民有畑地との境界線を東進し、同国有林標柱 96 の 90 に至り、同所から村道女ヶ淵線を東進し、主要地方道東御嬭恋線との交点に至り、同所から同主要地方道を南進し、国有林 217 林班標柱 96 の 57 に至り、同所から同国有林と民有林との境界線を東進し、同標柱 96 の 42(種苗管理センター嬭恋農場との境界点)に至り、同所から種苗管理センター嬭恋農場と民有林との境界線を北進し、村道鳥居峠車坂線との交点に至り、同所から同村道を南東に進み、村道農場地区線(1)号との交点に至り、同所から同村道を東進し、村道浅間開拓線との交点に至り、同所から同村道を東進し、村道中原開拓 1 号線との交点に至り、同所から同村道を南進し、泉沢との交点に至り、同所から国有林 235 林班ぬ小班標柱 134 とを結ぶ直線を北進し、同標柱に至り、同所から同国有林と民有畑地との境界線を北進し、同標柱 135 の 1 に至り、同標柱から村道東泉沢線と村道中原開拓 1 号線との交点とを結ぶ直線を北東に進み、同交点に至り、

同所から村道中原開拓 1 号線を北東に進み、同村道 3455-90 番地の曲がり角に至り、同曲がり角から国有林 235 林班イ小班標柱 152 を結ぶ直線を北東に進み、同標柱に至り、同所から同国有林と民有畑地との境界線を北進し、村道浅間開拓線との交点に至り、同所から同村道を東進し、県道大笹北軽井沢線との交点に至り、同所から同県道を南東に進み、村道赤川分去線との交点に至り、同所から同村道を南進し、町道浅間線との交点に至り、同所から同町道を南東に進み、国道 146 号線との交点に至り、同所から同国道を北進し、長野原町道 10150 号線との交点に至り、同所から同町道を東進し、同町道の終点に至り、同所から東に直進し片蓋川との交点に至り、同所から同川を下流に進み、県道長野原倉渕線との交点（栗平橋）に至り、同所から同県道を東進し、草軽電気鉄道路線跡との交点に至り、同所から同鉄道路線跡を南東に進み、同町大字北軽井沢字ホウロク平地内の熊川との交点に至り、同所から同川を上流に進み、同川の最上流点に至り、同所から同所と鼻曲山の山頂とを結ぶ直線を南東に進み、同山頂に至り、同所から群馬県と長野県との境界線を南進し、起点に至る線により囲まれた区域

(3) 国指定鳥獣保護区の存続期間

平成 23 年 11 月 1 日から平成 33 年 10 月 31 日（10 年間）

(4) 国指定鳥獣保護区の指定区分

大規模生息地の保護区

(5) 国指定鳥獣保護区の指定目的

当該地域は浅間山山頂である標高 2,568m から標高 1,000m までの広範な標高差を有し、森林は温帯林のミズナラ、シラカバ等からなる広葉樹自然林、カラマツ自然林及びカラマツ等の造林地を主体とし、一部に高山帯、亜高山帯の植物群落を含んでおり、この地方を代表する植生を形づくっている。このほか区域内には、火山の噴出物による荒廃地や、別荘地、ゴルフ場、スキー場、採草放牧地、農地等も含まれている。

また、大部分の地域が上信越高原国立公園に指定され、良好な自然環境が維持され、ウグイス、コルリ等鳴禽類の他、環境省が作成したレッドリストに掲載されている絶滅危惧 I B 類のイヌワシを始めオオタカ、ハイタカ等の猛禽類及びツキノワグマ、ニホンジカ等大型獣類を含む多様な鳥獣にとって良好な生息地となっている。

また、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）に基づく天然記念物であるニホンカモシカの生息も確認されている。

このように、当該区域は猛禽類やツキノワグマ等行動圏が広域に及ぶ大型鳥獣を含む多様な鳥獣相を保護するとともに、地域の生物多様性の拠点の確保に資するため、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律 88 号）第 28 条第 1 項に規

定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

2 国指定鳥獣保護区の保護に関する指針

保護管理方針

- 1) 行動圏が広域に及ぶ大型鳥獣を始め、生息する多様な鳥獣相を保護するとともに、地域の生物多様性の確保に資するよう適切な管理に努める。
- 2) 各種被害対策、外来種による当該地域の生態系へのかく乱への対応、野生鳥獣の生息環境の整備を含め関係機関、地元自治体等との連携を図りつつ適正な保全対策を講ずる。特に、特定鳥獣保護管理計画に基づく各種対策が適正かつ円滑に進められるよう各団体と協力していく。
- 3) ゴミの不法投棄等による生息地への影響を防止するため、現場巡視や地域住民等と連携協力した普及啓発に取り組む。

3 更新の理由

当該区域は、地域の多様な野生鳥獣の繁殖環境を確保するため、昭和26年5月1日に大規模生息地として鳥獣保護区に指定され、現在に至っている。

当該区域の標高の低い地域には、ホテル・別荘地が散在しており、ウグイス、コルリ等の鳴禽類が保養に訪れた人たちに鳴き声を聞かせている。標高の高い岩場の多い地域にはイヌワシ、オオタカ、ハイタカ等猛禽類が生息している。ツキノワグマ、ニホンジカ等大型獣類も生息していることから、今後も農林業被害に配慮しながらこれら多様な野生鳥獣の保護を図っていくため、引き続き鳥獣保護区を指定する必要がある。

4 国指定鳥獣保護区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 30,940ha (長野県 20,294ha 群馬県 10,646ha)

内 訳

ア 形態別内訳

林野	26,149ha	(長野県 17,397ha	群馬県 8,752ha)
農耕地	533ha	(長野県 91ha	群馬県 442ha)
水面	— ha	(長野県 — ha	群馬県 — ha)
その他	4,258ha	(長野県 2,806ha	群馬県 1,452ha)

イ 所有者別内訳

国有地	17,804ha
(長野県	16,041ha)

(群馬県 1,763ha)

{	国有林	{	林野庁所管	17,728ha	{	制限林地	17,284ha	{	保安林	17,284ha
			(長野県)	15,965ha		(長野県)	15,601ha		砂防林	— ha
			(群馬県)	1,763ha		(群馬県)	1,683ha			
						普通林地	444ha			

国有林以外の国有地 76ha 農林水産省所轄 67ha (長野県 67ha)
 国土交通省所轄 9ha (長野県 9ha)

{	地方公共団体有地	3257ha	{	都道府県有地	800ha	(群馬県 800ha)
				市町村有地等	2,457ha	(長野県 3ha) (群馬県 2,454ha)

私有地等 9,879ha (長野県 4,250ha 群馬県 5,629ha)

公有地水面 — ha

ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域

自然公園法による区域（上信越高原国立公園）

特別保護地区	2,325ha	(長野県 1,320ha 群馬県 1,005ha)
特別地域	6,990ha	(長野県 2,189ha 群馬県 4,801ha)
普通地域	13,488ha	(長野県 9,441ha 群馬県 4,047ha)
計	22,803ha	(長野県 12,950ha 群馬県 9,853ha)
文化財保護法による地域	30ha	(群馬県 30ha)

5 指定区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

ア 国指定鳥獣保護区の位置

当該区域は、浅間山を中心とした長野県東部と群馬県西部の県境山岳部分に位置する。

イ 地形、地質等

標高 2,568m（浅間山）を中心として標高約 1,000mの市街地までの地域で、火山高原、池沼、岩壁、溪谷等複雑な地形を有し、現在も火山活動が続いている地区である。国指定特別天然記念物である溶岩樹型や世界三大奇勝と言われている鬼押出溶岩流地形等特異的な火山地形が見られる。

地質は、浅間山による火山噴出物及び溶岩が広く分布するほか、浅間山を挟んで東には霧積火山、西には烏帽子火山による噴出岩類が分布している。これらの噴出岩類は、度重なる火山活動により噴出した溶岩、軽石流及び火山灰の堆積からなっている。

ウ 植物相の概要

浅間山の山頂部及び標高 2,000m以上の地域は、火山活動の影響も受けて、自然裸地や風衝草原がみられ、コメススキ、イタドリ等が生育している。蛇骨岳・黒斑山の北・西斜面及び東・西麓ノ登・水ノ塔山の北側斜面には、シラビソ及びオオシラビソが分布し、南斜面には、天然カラマツ及びダケカンバが分布している。

湯の丸山の東斜面、湯の丸牧場には、国指定天然記念物であるレンゲツツジの群落が広く分布している。

湯の丸高原の標高 2,000mに位置する池の平には高層湿原が広がっており、多様な高山植物を見ることができる。

エ 動物相の概要

哺乳類では、ツキノワグマ、ニホンカモシカ、イノシシ、ニホンザル、キツネ、タヌキ、ホンドリス、オコジョ等が生息し、特にツキノワグマ、ニホンザルについては軽井沢で居住地に現れるため、問題となっている。鳥類では、イヌワシ等の猛禽類をはじめ、ホシガラス、イワツバメ、カケス等が生息している。昆虫類では、ミヤマシロチョウ、ミヤマモンキチョウをはじめとする希少な高山蝶が生息している。

(2) 生息する鳥獣類

別表のとおり。

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況

保護区の南側に当たる軽井沢町、御代田町、小諸市等ではイノシシ、西側に当たる上田市ではニホンジカによる、農作物の食害及び踏み荒らし等が保護区から市街地までの間にある農地で防護柵が設置されていないところではほとんどが被害を受けている。カラス被害は、上田市、東御市の果樹を中心としたものであり、下表のとおり有害鳥獣捕獲を実施している。

最近の浅間鳥獣保護区及び周辺における有害鳥獣捕獲実施状況 (羽数：羽・頭)

鳥 獣 名		平成 19 年度		平成 20 年度		平成 21 年度	
		保護区内	保護区外	保護区内	保護区外	保護区内	保護区外
イノシシ	長野県	98	251	84	276	173	333
	群馬県	18	32	21	6	12	48
ニホンジカ	長野県	7	273	40	394	27	535
	群馬県	—	—	—	—	—	—
カラス	長野県		1,629		1,706		1,261
	群馬県						

6 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 32 条の規定による補償に関する事項

当該区域において、法律第 32 条の規定する損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失の補償をする。

7 施設整備に関する事項

- (1) 鳥獣保護区制札 164 基
- (2) 案内板 43 基

生息する鳥獣類
ア. 鳥類

目	科	生息状況	種または亜種	種の指定等
カモ	カモ	● ○ ○● ○	オシドリ マガモ カルガモ コガモ オカヨシガモ ヒドリガモ	DD
タカ	タカ	● ○● ○● ● ● ○● ●	ハチクマ トビ オオタカ ツミ ハイタカ ケアシノスリ ノスリ イヌワシ	NT、国内 NT IB
キジ	キジ	○● ○●	ヤマドリ キジ	
ツル	クイナ	● ●	クイナ ヤマシギ オオジシギ アオンギ アカエリヒレアシシギ	
ハト	ハト	○● ● ●	キジバト アオバト ドバト	
カッコウ	カッコウ	○● ○● ○● ○●	ジュウイチ カッコウ ツツドリ ホトギス	
フクロウ	フクロウ	○●	フクロウ	
ヨタカ	ヨタカ	●	ヨタカ	VU
アマツバメ	アマツバメ	●	アマツバメ	
ブッポウソウ	カワセミ	●	ヤマセミ アカショウビン	
	ヤツガシラ		ヤツガシラ	
キツツキ	キツツキ	○● ○● ○●	アオゲラ アカゲラ オオアカゲラ コゲラ	
スズメ	ヒバリ	○●	ヒバリ	
	ツバメ	○● ○●	ツバメ イワツバメ	
	セキレイ	○● ○● ○● ○●	キセキレイ ハクセキレイ セグロセキレイ ピンズイ	
	サンショウクイ	○●	サンショウクイ	VU
	ヒヨドリ	○●	ヒヨドリ	
	モズ	○●	モズ	
	レンジャク		キレンジャク ヒレンジャク	
	カワガラス	○●	カワガラス	
	ミソサザイ	○●	ミソサザイ	
	イワヒバリ	●	イワヒバリ カヤクグリ	

目	科	生息状況	種または亜種	種の指定等		
ツグミ		●	コマドリ			
			ノゴマ			
		○●	コルリ			
		○●	ルリビタキ			
		○	ジョウビタキ			
		●	ノビタキ			
		●	マミジロ			
		●	トラツグミ			
		○●	クロツグミ			
		○●	アカハラ			
		○	シロハラ			
			マミチャジナイ			
		○	ツグミ			
		ウグイス		●	ヤブサメ	
				○●	ウグイス	
					マキノセンニュウ	
				●	コヨシキリ	
○●	メボソムシクイ					
	エゾムシクイ					
●	センダイムシクイ					
ヒタキ		○●	キクイタダキ			
		○●	キビタキ			
		○●	オオルリ			
			サメビタキ			
			エゾビタキ			
カササギヒタキ		●	コサメビタキ			
		●	サンコウチョウ			
エナガ		○●	エナガ			
シジュウカラ		○●	シジュウカラ			
		○●	コガラ			
		○●	ヒガラ			
		○●	ヤマガラ			
		○●	シジュウカラ			
ゴジュウカラ		○●	ゴジュウカラ			
キバシリ		●	キバシリ			
メジロ		○●	メジロ			
ホオジロ		○●	ホオジロ			
		●	ホオアカ			
		○	カシラダカ			
		○	ミヤマホオジロ			
		○●	ノジコ	NT		
		○●	アオジ			
		●	クロジ			
		○	シメ			
アトリ		○	アトリ			
		○●	カワラヒワ			
		○	マヒワ			
		○	ハギマシコ			
			イスカ			
		○	ベニマシコ			
		○●	ウソ			
		○●	イカル			
			コイカル			
		○	シメ			
ハタオリドリ		●	ニューナイスズメ			
		○●	スズメ			
ムクドリ		○●	コムクドリ			
		●	ムクドリ			
カラス		○●	カケス			
		●	オナガ			
		●	ホシガラス			
		○●	ハシボソガラス			
		○●	ハシブトガラス			
		●	ソウシチョウ	外来種		
		●	ガビチョウ	外来種		
12目	36科		117種			

目	科	生息状況	種または亜種	種の指定等
イ. 獣類				
食虫	モグラ	●	ヒミズ	
翼手	ヒナコウモリ	●	モモジロコウモリ	
		●	ヒメホオヒゲコウモリ	EN
		●	ウサギコウモリ	VU
		●	コテングコウモリ	VU
霊長	オナガザル	○●	ニホンザル	
兔	ウサギ	●	ニホンノウサギ	
齧歯	リス	●	ニホンリス	
		●	シマリス	
		●	ホンドモモンガ	
		●	ムササビ	
	ヤマネ	●	ヤマネ	NT
	ネズミ	●	ヤチネズミ	
		●	スミスネズミ	
		●	ハタネズミ	
		●	アカネズミ	
		●	ヒメネズミ	
食肉	クマ	●	ツキノワグマ	
	アライグマ	●	アライグマ	
	イヌ	●	ホンドタヌキ	
		●	キツネ	
	イタチ	●	テン	
		●	イタチ	
		●	オコジョ	NT
		●	アナグマ	
	ジャコウネコ	●	ハクビシン	
偶蹄	イノシシ	●	イノシシ	
	シカ	●	ニホンジカ	
	ウシ	●	ニホンカモシカ	国天
7目	15科		29種	

(注)

- 鳥獣の目・科・種(和名)及び配列は、日本野生鳥獣目録(平成14年7月、環境省自然環境局野生生物課)に拠る。
- 種の指定等の要件は次のとおりである。
 国天:国指定天然記念物
 環境省レッドリスト(平成18年改訂)
 CR:絶滅危惧ⅠA類、EN:絶滅危惧ⅠB類、VU:絶滅危惧Ⅱ類、
 NT:準絶滅危惧種、DD:情報不足、LP:絶滅のおそれのある地域個体群
 国内:絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国内希少野生動植物種
 国際:絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国際希少野生動植物種
- 印は繁殖確認、○印は、当該地域で一般的に見られる鳥獣。アンダーラインは鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第7条第5項第1号により、特に保護を図る必要があるものとして環境省令で定める鳥獣及び天然記念物に指定された鳥獣。